

宇都宮市健康交流センター条例施行規則

○宇都宮市健康交流センター条例施行規則

平成13年3月23日

規則第7号

改正 平成16年12月第44号

平成17年6月第57号

(趣旨)

第1条 この規則は、宇都宮市健康交流センター条例（平成13年条例第8号。以下「条例」という。）

第20条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(平17規則57・一部改正)

(開館時間及び休館日)

第2条 健康交流センター（以下「センター」という。）の開館時間は、午前10時から午後9時までとする。

2 センターの休館日は、次のとおりとする。

(1) 毎週月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）

(2) 12月29日から翌年の1月3日まで

3 市長は、特に必要があると認めるときは、第1項の開館時間若しくは前項の休館日を変更し、又は休館日以外に臨時に休館することができる。

(附属設備等の使用料)

第3条 条例第5条第4項の規則で定める附属設備又は備品は別表第1の左欄のとおりとし、同項の規則で定める使用料の額は同表右欄の金額とする。

(平16規則44・一部改正)

(使用料の減免)

第4条 条例第8条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を承認したときは、使用料減免決定通知書を当該申請者に交付するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、当該申請書の提出又は当該決定通知書の交付を省略することができる。

(回数券の発行)

第5条 市長は、条例第7条第4項の規定によりセンターの風呂又はプールを6回利用することが可能な回数券を発行するものとする。

2 前項の回数券を購入しようとする者は、別表第2の該当する金額を料金として納付しなければならない。

(平16規則44・一部改正)

(遵守事項)

第6条 センターを使用する者は、別に定める事項を遵守しなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第7条 条例第12条の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合における第3条の規定の適用については同条の規定中「使用料の額」とあるのは「額」と、第4条第1項の規定の適用については同項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「使用料減免申請書」とあるのは「利用料金減免申請書」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、同条第2項の適用については同項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料減免決定通知書」とあるのは「利用料金減免決定通知書」と、同条第3項の適用については同項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第5条第1項の規定の適用については同項中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。この場合において、第3条及び第5条第2項の規定は適用しない。

2 前項の場合において、条例第17条第3項の規則で定める附属設備又は備品は別表第1の左欄のとおりとし、同項の規則で定める額は同表右欄の金額とおりとする。

宇都宮市健康交流センター条例施行規則

(平17規則57・全改)

(様式)

第8条 この規則に規定する申請書等の様式は、別に定める。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

(施行日 平成13年8月11日)

附 則 (平成16年12月27日規則第44号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年6月24日規則第57号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1 (第3条, 第7条関係)

(平16規則44・全改, 平17規則57・一部改正)

附属設備	金額
オーバーヘッドプロジェクター	1台 1,050円
放送設備	1式 1,050円

別表第2 (第5条関係)

(平16規則44・全改)

区分		金額
風呂	一般	1冊 2,000円
	65歳以上及び中学生以下	1冊 1,000円
プール	一般	1冊 2,500円
	65歳以上及び中学生以下	1冊 1,250円
風呂とプール	一般	1冊 3,000円
	65歳以上及び中学生以下	1冊 1,500円